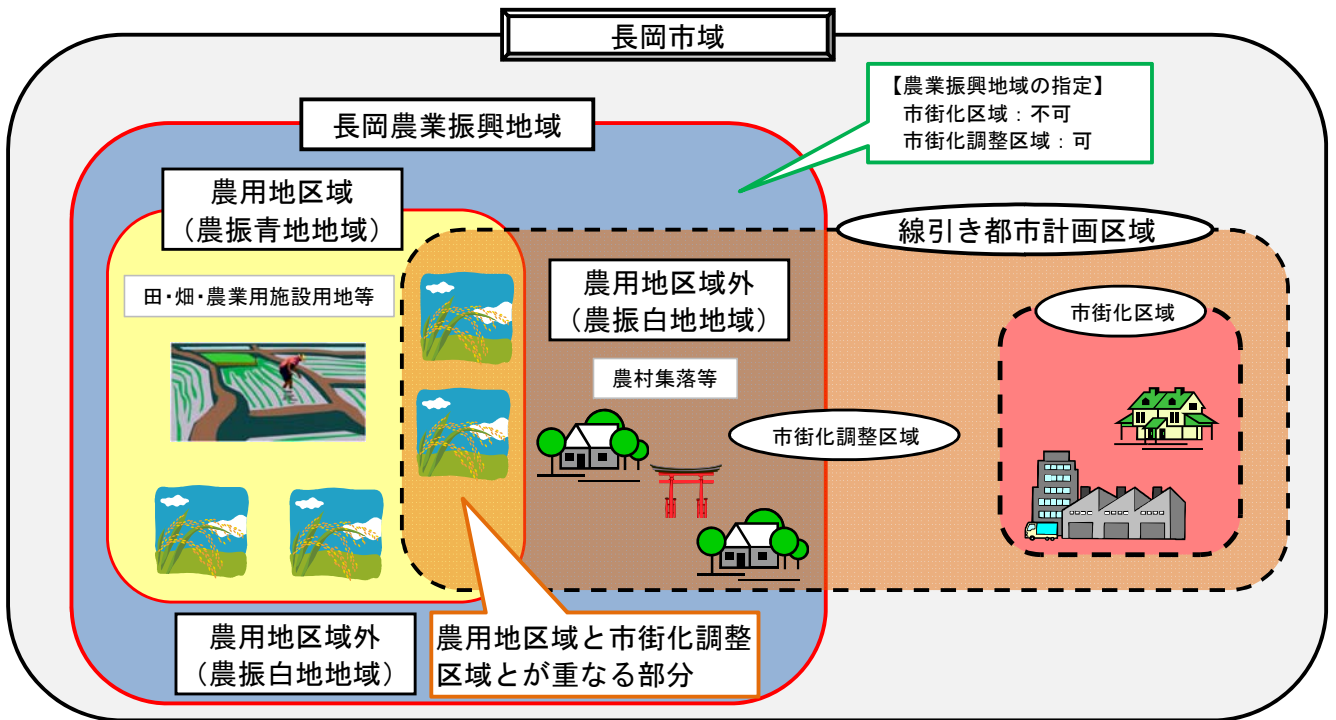


■農業振興地域のイメージ図（農振法と都市計画法に基づく土地利用区分）



■長岡市における農地の分類（概要）

- 農業振興地域関係：農業振興地域の整備に関する法律
- 転用関係：農地法
- 開発関係：都市計画法

1 市街化区域外（≡農業振興地域内）の農地

(1) 農用地区域内の農地（農振青地） ※原則、転用・開発不可

- ・農林整備課（農振除外）
- ・農業委員会（転用許可）
- ・都市開発課（開発許可）

(2) 農用地区域外の農地（農振白地）

- ・農業委員会（転用許可）
- ・都市開発課（開発許可）

2 市街化区域内の農地

- ・農業委員会（転用届出）
- ・都市開発課（開発許可）